

『船橋県民の森』における 工作物（アスレチック等）撤去工事のお知らせ

『船橋県民の森』を御利用いただき、誠にありがとうございます。
下記のとおり、工作物撤去工事を実施します。
工事期間中、御利用の皆様には御迷惑をお掛けしますが、皆様の安全確保のため以下の点につきまして必ずお守りいただきますようお願いいたします。

【県民の森利用にあたってのお願い】

- 1 工事につき立ち入り禁止となっている場所へは、
絶対に入らないでください。
- 2 工事現場周辺では、予期せぬ事故につながる恐れがあるため、
特にお子様から目を離さないでください。
- 3 安全確保のため、作業員から指示がある場合には、必ず従って
ください。
- 4 園内を重機が走りますので、御注意ください。

令和8年1月14日
千葉県北部林業事務所

記

- | | |
|----------|---|
| 1 工事名 | 工作物撤去工事（船橋県民の森） |
| 2 作業範囲 | 船橋県民の森内 |
| 3 作業予定期間 | 令和8年1月19日（月）から
令和8年3月17日（火）まで |
| 4 発注者 | 千葉県北部林業事務所
山武市富田ト1177-7
0475-82-3126 担当：小池・遠藤 |
| 5 受注者 | 株式会社 天野さく泉建総
船橋市前原東4丁目19番地9号
047-472-1650 担当：天野 |

御不明な点がございましたら、千葉県北部林業事務所まで御連絡下さい。
千葉県北部林業事務所（担当：小池・遠藤）



運動広場 2 箇所、集いの広場 3 箇所

計 5 箇所が工事対象地となります。工事期間中は運動広場、BBQ 場の一部エリアが利用できなくなります。

(※ただし、管理棟事務所、集いの広場及び BBQ 場の一部エリアは利用可能です。)